

湖南省高齢者福祉計画・介護保険事業計画

第 1 回策定委員会資料

～計画の基本的な考え方～

令和2（2020）年7月

湖 南 市

# I 計画策定の方針

## 1. 計画の趣旨

本市では、第5期介護保険事業計画以降、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を目指し、必要な取り組みをスタートさせています。

『人生100歳時代の到来』とも言われる現在、30年の老いという人生のもう一幕が加わって、健康寿命の延伸により、生涯学習、地域への参加などさまざまな分野で100歳現役の活躍が期待されています。

こうしたことを踏まえ、第6期計画では、「高齢者がいきいきと自分らしく、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち 湖南省」を基本理念として、高齢者福祉の推進と介護保険の円滑な運営に努めてきました。

とりわけ「団塊の世代」が75歳以上となる2025年に向け、第6期以降の介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」として在宅医療・介護連携の推進等の新しい地域支援事業や新しい総合事業に積極的に取り組み、市町村が主体となった地域づくり・まちづくりを本格的に進める計画とする必要があるとされてきました。

第7期計画では、第6期に引き続き「地域包括ケア計画」の位置づけのもと、今後の高齢者（被保険者数）の動向を勘案して2025年度（平成37年度）の介護需要やそのために必要な保険料水準を推計するとともに、それらをふまえた中長期的な視野に立って、自立支援・重度化防止の取組における目標設定を行うなど、第7期の目指す目標と具体的な施策を明らかにすることとなりました。

第8期計画（令和3年度～5年度）においては、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、2025年を目指した地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減する2040年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて第8期計画に位置付けることが求められています。

## 2. 計画の位置づけ

この計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画および介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

計画の策定にあたっては、湖南省総合計画を上位計画として、湖南省地域福祉計画などの関連計画と整合を図るものです。なお、高齢者の保健事業については、特定健診等実施計画、健康こなん21に位置づけます。



## 3. 計画の期間

本計画の期間は、2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までの3年間とします。

また、本計画では、いわゆる団塊の世代が後期高齢者（75歳）となる2025年度（令和7年度）、及び2040年を見据えたサービス水準、給付費や保険料水準などを推計し、中長期的な視野に立った施策の展開と第8期の目標を明らかにします。

2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)
2025年2040年を見据えた見通し																	
			団塊の世代が65歳に									団塊の世代が75歳に					
第5期計画			第6期計画			第7期計画			第8期計画			第9期計画					

## 4. 計画の策定方法

### (1) 湖南省高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会

本計画は、学識経験者、保健・医療・福祉関係機関および団体、並びに市民の代表等で構成する「湖南省高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」を設置し、高齢者施策に係る幅広い内容について意見を聴きながら検討を重ね、策定を進めます。

### (2) 市民の意見等の反映

策定にあたっては、高齢者の日常生活や在宅介護の状況やニーズなどを把握するため、令和元年度に次のとおり『高齢者実態調査』を実施しました。

○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者及び要支援1、2の方、5,200人）

○在宅介護実態調査（要介護1～5の方、1,136人）

また、今後高齢者のケアプラン作成を担当しているケアマネジャーに対して、高齢者の状況やケアプラン上の課題を把握するため、ケアマネジャーアンケートを実施する予定です。

さらに計画に対する市民からの意見を広く募集するため、パブリックコメントを実施します。

## Ⅱ 第8期計画の基本指針（構成）

1. 第8期計画の基本指針において、現在介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえて、別添の資料のような議論がされています。

【追加資料2】